

## 令和元年度つくば市ビジネスプランコンテスト参加支援補助金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出に取り組む中小企業者等に対し、投資家及び他職種との交流、連携及び協業（資金調達含む。）に発展することを目的としたビジネスプランコンテスト（以下「コンテスト」という。）への参加について、予算の範囲内において、令和元年度つくば市ビジネスプランコンテスト参加支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次に掲げるものの総称

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、つくば市内に登記上の本店所在地を有する会社

イ つくば市内在住、在勤又は在学する者であって研究者又は技術者である者

ウ つくば市内在住、在勤又は在学する者であって複数名でビジネスプランコンテストに参加する場合は、そのメンバーに研究者又は技術者がいる者

(2) 補助事業 補助金の交付対象となる事業

(3) 補助事業者 補助金の交付決定を受けて補助事業を行う中小企業者等

(4) ビジネスプランコンテスト 国内外において主に事業提携及び資金調達等を目的として起業家、投資家、金融機関及び大企業等が集まり、参加者が自身の新規事業提案等について発表する企画競争形式のイベント

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる各号を全て満たすコンテストに主体的な発表者として参加する中小企業者等とする。

- (1) 中小企業者等の資金調達又は事業提携等により、新規事業の創出又は事業の拡張等を目的とするもので、製品等の販売を目的としたものではないもの
- (2) 受賞者又は表彰者に対し、奨励金又は継続的な助言等の支援があるもの
- (3) 当該補助金の申請者が主催又は運営していないもの

(補助要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと
  - (2) 同一のコンテストについて、国、都道府県又は市区町村等が実施する他の助成事業から支援を受けないこと
  - (3) 新規事業提案等が公的資金の助成先として適切でないと判断されるものでないこと
- 2 同一年度の当該補助金への申請は、一の中小事業者等につき国内のコンテストについては総額5万円、国外のコンテストについては総額10万円を上限とし、各上限額の範囲内においては、複数回の申請も可とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費は、コンテストで新規事業提案等の発表に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) コンテスト参加登録費用
  - (2) 旅費（起点からコンテスト会場まで、公共交通機関（タクシーを除く。）で最も経済的かつ効率的な経路を使用した場合の往復運賃）
- 2 前項の補助対象経費について、100円未満の額は切り捨てるものとする。
- 3 補助率は、10/10とする。

(補助事業期間)

第6条 補助事業期間は、交付決定日から補助事業完了の日までとする。ただし、補助事業完了の日は、令和2年3月31日を越えてはならない。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号とする。

- 2 規則第4条第1項の所定の期日は、事業着手予定日より前の日とする。
- 3 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
  - (1) コンテストの概要及び発表者として参加することを明らかにする書類
  - (2) コンテストで発表する事業アイデア・事業計画等の概要
  - (3) 会社にあつては法人登記事項証明書の写し等所在地を明らかにする書類
  - (4) 市内在住者にあつては居住地を明らかにする書類
  - (5) 市外在住者にあつては、市内への在勤又は在学を明らかにする書類
  - (6) 市税に滞納がないことを証する書類の写し（申請書を提出する日の30日以前に発行されたものに限る。）
  - (7) 研究者又は技術者にあつては、それを明らかにする書類

(補助金の交付の決定)

第8条 規則第7条の補助金等交付決定通知書の様式は、様式第2号とする。

- 2 前項の通知書には、次に掲げる交付条件を付する。
  - (1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること
  - (2) 補助事業の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること
  - (3) 規則及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと
  - (4) 規則及びこの要項の規定を遵守すること
- 3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第

3号)を通知する。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の市長が定める期日は、前条第1項の交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 規則第12条の2の補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式は、様式第4号とし、補助事業等変更・中止・廃止承認の様式は、様式第5号とする。

2 規則第12条の2の市長が認める軽微な変更は、補助金額及び補助事業期間の変更を伴わない変更とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第6号とする。

2 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 支出を証する書類
- (2) コンテストの参加並びに事業アイデア及び事業計画等の発表が、事業に与えた効果に関する概要書
- (3) 事業アイデア及び事業計画等の発表の状況を示す写真又は資料

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第7号とする。

(補助金の請求)

第13条 市長は、補助対象事業の着手前又は完了前であっても、補助金の交付請求があった場合は、その一部又は全部を交付することができるものとする。

2 規則第15条の2第2項における、補助対象事業の完了後及び着手前又は完了前

の補助金等交付請求書の様式は、様式第8号とする。

(補助金の交付決定の取消)

第14条 規則第16条の補助金交付決定取消通知書の様式は、様式第9号とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要項は、令和元年（2019年）5月17日から施行する。